

平成26年三重県議会定例会

教育警察常任委員会資料

◎ 所管事項調査

- 1 平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果について **資料1** …………… 1頁
- 2 刑法犯等の情勢について（平成25年中） **資料2** …………… 6頁
- 3 交通事故情勢について（平成25年中） **資料3** …………… 8頁
- 4 警察本部における組織改編について **資料4** …………… 10頁

平成26年3月

警 察 本 部

平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果について

1 実施テーマ及び主な要点

(1) 実施テーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

(2) 監査の主な要点

ア 土地・建物等の取得は、有効性、効率性、経済性等が十分に考慮されているか。

イ 土地・建物台帳等が整備され、土地・建物等が適切に管理されているか。

ウ 土地・建物等の貸付（普通財産）、使用許可（行政財産）は、合理的かつ適法に行われているか。

エ 土地・建物等は効率的に利用されているか。未利用・低利用の土地・建物等が適切に把握され、有効利用、用途変更及び売却等が適切に図られているか。

オ 保有建物等について適切に把握され、運営維持費用、耐震化対策を含む大規模修繕等の計画及び予算措置等が適切に行われているか。

カ 土地・建物等の処分は、法令・規則等に従い適正に行われているか。

2 監査結果概要（別紙参照）

警察本部につきましては、結果が2件、意見が5件の合計7件の下記指摘がありました。

(1) 公有財産台帳の登録について

公有財産台帳への登録について（結果）

(2) 職員住宅について

ア 職員住宅の耐震補強対策について（意見）

イ 警察共済組合への譲渡代金の支払いについて（意見）

ウ 共済組合の不動産投資事業を活用した職員住宅の台帳管理について（意見）

(3) 不動産登記について

借地上の建物の登記の必要性について（結果）

(4) 未利用もしくは低利用となっている公有財産について

ア 妙法寺住宅について（意見）

イ 旧鳥羽警察署について（意見）

※ 「結果」～法令、規則に従い適正に処理されていない、効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされていないなどの事項で、主に客観性が強いもの。

「意見」～「結果」意外に検討を要すべきと監査人が認める事項で、主に監査人の主観的判断が強く、「結果」に含めることが妥当でないもの。

3 対応結果（別紙参照）

指摘された事項について、別紙記載の対応結果のとおり、早急に対応する。

4 今後の予定

平成26年4月 対応結果を監査委員へ報告（公報掲載）

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応結果

監査の意見及び指摘（テーマ・区分・内容）	対応結果	備考												
警 察 本 部														
1. 公有財産台帳の登録について														
① 公有財産台帳への登録について【結果】														
<p>平成23年度の建物の新規取得については、任意に抽出した建物について、公有財産の取得に関連する書類一式を閲覧した結果、取得の手續に瑕疵はなく、いずれの建物についても公有財産台帳に適切に計上されていた。</p> <p>しかしながら、平成23年度の工事請負費について、「公有財産台帳記入要領」に規定されているとおり、100万円を超える増築もしくは修繕等については原則として公有財産の異動として処理すべきであったが、公有財産の増加として処理されていない工事請負費が以下のとおり識別された。</p> <p>以下の工事請負費については公有財産の増加として登録すべきであった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">支出負担行為理由</th> <th style="width: 30%;">支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県運転免許センターコース施設改修工事</td> <td>1,890,000円</td> </tr> <tr> <td>津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事</td> <td>1,598,100円</td> </tr> <tr> <td>尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事</td> <td>2,394,000円</td> </tr> <tr> <td>三重県運転免許センターコース施設改修工事</td> <td>2,205,000円</td> </tr> <tr> <td>三重県運転免許センター相談室改修工事</td> <td>1,386,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支出負担行為理由	支出額	三重県運転免許センターコース施設改修工事	1,890,000円	津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事	1,598,100円	尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事	2,394,000円	三重県運転免許センターコース施設改修工事	2,205,000円	三重県運転免許センター相談室改修工事	1,386,000円	<p>指摘のあった工事については、公有財産の増加として既に公有財産台帳へ登録しました。</p> <p>今後は、財産台帳への適正な登録を徹底します。</p>	警察本部
支出負担行為理由	支出額													
三重県運転免許センターコース施設改修工事	1,890,000円													
津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事	1,598,100円													
尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事	2,394,000円													
三重県運転免許センターコース施設改修工事	2,205,000円													
三重県運転免許センター相談室改修工事	1,386,000円													
2. 職員住宅について														
① 職員住宅の耐震補強対策について【意見】														
<p>「県有建築物の耐震化の状況と耐震化計画について」（平成23年11月 三重県防災危機管理部）において、警察本部が所管する職員住宅20棟を新たに対象建築物に加えた旨の記載があるとおおり、平成23年4月時点において警察本部が所管する職員住宅は、耐震診断が実施されていない物件が多い状況にあった。</p> <p>平成23年度に耐震診断を実施した結果、10棟中3棟で改修が必要との診断が出ている。また、平成24年度に残りの10棟についても耐震診断を実施した結果、2棟で改修が必要との診断が出ているとのことである。近い将来に発生が予想されている東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が実際に発生し、職員住宅が倒壊することによって警察職員が罹災し、負傷する場合には、避難誘導、被災者の救出救助・捜索、交通対策、検視・身元確認などの災害警備活動に重大な支障を招きかねない。</p>	<p>要改修との耐震診断結果が出た5棟について、居住者等に周知するとともに、代替施設の確保等により、3棟は既に使用停止し、残り2棟についても今年度末までに使用停止とします。</p>	警察本部												

したがって、要改修との診断結果が出た職員住宅については、早急に耐震化の対策を検討する必要がある。

② 警察共済組合への譲渡代金の支払について【意見】

警察本部では、有事即応体制の確保のため原則「勤務地居住」が定められている。一方で、築後35年を経過した職員住宅が21棟で、全体の28.4%を占めているにもかかわらず、この21棟のうちリフォーム等の中間修繕が実施されていない職員住宅が16棟もある。警察本部では、耐震性の確保や警察職員の住環境の整備の必要性があることは認識しつつも、県財政が逼迫していることから、単年度における県財政の負担を緩和するために警察共済組合（以下、「共済組合」という。）の不動産投資事業の積極的な活用による職員住宅の建替えを進めている。

共済組合の不動産投資事業を活用することとは、共済組合が建設した職員住宅を譲渡契約に基づいて県が管理・運営しながら、譲渡代金（建設費用）及び利息を割賦で支払う方式である。職員住宅の所有権は譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになるが、実質的には県が共済組合から借入を行い、職員住宅を建設しているとも見られることである。

譲渡代金の支払期間は概ね14年、利率は契約時の金利相場を勘案して決まっているとのことである。以下の表は、平成24年3月末時点で警察本部が所管している職員住宅のうち、共済組合の不動産投資事業を活用して建設された職員住宅の一覧である。

（単位：千円）

物件名	契約年度	譲渡代金	H23年度末 残高	譲渡代金 支払利率	譲渡代金 支払期間
A寮	H11年度	148,651	24,664	2.6%	14年
B寮	H12年度	476,390	117,058	2.6%	14年
C寮	H12年度	162,270	39,672	2.5%	14年
D寮	H13年度	496,711	159,947	2.5%	14年
E寮	H13年度	340,603	107,677	2.1%	14年
F寮	H14年度	549,891	215,078	2.1%	14年
G寮	H19年度	781,630	580,057	2.0%	14年
H寮	H20年度	633,860	568,114	2.2%	23年
I寮	H23年度	277,665	277,665	1.8%	14年

上記の一覧表を見てわかるとおり、直近の利率が1.8%であるのに対し、最も高い利率は2.6%となっている。直近の利率の1.8%が譲渡代金の支払が完了するまで一定と仮定し、1.8%が支払利率であるとして利息予定額を計算した場合、平成24年度以降の支払予定額との差額は約4千万円と試算される。

利率の高い譲渡契約については利払い額を圧縮する方法を検討する必要がある。

警察本部では、近年、厳しい県財政を踏まえて警察共済組合の不動産投資事業により、職員住宅を建設しているが、利率は契約年の相場による固定金利であることから、直近の利率が1.8%であるのに対し、最も高い利率は2.6%となっております。

社会情勢や厳しい県財政を踏まえ、利払い額圧縮のための財源確保について、昨年度から関係部局と協議を行っており、今後も引き続き協議していきます。

警察本部

③ 共済組合の不動産投資事業を活用した職員住宅の台帳管理について【意見】

<p>共済組合の不動産投資事業を活用した職員住宅は、譲渡代金の支払が完了した日をもって、その所有権が県に移転するものとし、移転登記手続を速やかに行うものとされている。そのため、譲渡代金の支払が完了するまでは公有財産台帳に登録されない。</p> <p>しかし、当該建物の維持、修繕のための費用及び公租公課は県の負担とされているため、公有財産と同様の管理を行っている状況にある。</p> <p>したがって、当該職員住宅の建物については、実質的には所有していることと同様な状況となっていることから、公有財産に準じて台帳管理の対象とする必要があると考えられる。</p>	<p>関係部局と調整を図り、借り受け財産台帳へ登録を行い、適正な財産管理に努めていくこととしています。</p>	<p>警察本部</p>
--	---	-------------

3. 不動産登記について

① 借地上の建物の登記の必要性について【結果】

<p>県では、不動産登記法附則第9条により公有財産の登記申請義務が免除されていることから、建物については、公有財産規則第10条に規定する「登記又は登録を要する公有財産」の対象としていないため、借地上の建物についても登記がなされていない。</p> <p>警察本部では、建物を保護するために賃貸人との間で締結するすべての土地賃貸借契約書の中で、「賃貸借期間中に賃借物件を第三者に譲渡し、又は抵当権その他の権利を設定しようとするときは、あらかじめ賃借人の同意を得たうえ、賃借人がこの契約と同一の条件で賃借物件を使用できるよう措置しなければならない。」という特約を結んでいるが、この特約は土地所有者と賃借人である警察本部の当事者間で有効であるにすぎず、土地が譲渡された場合の買受者等の第三者に賃借権を対抗することはできない。</p> <p>もし、賃貸人が当該特約を反故にして土地を第三者に譲渡してしまった場合には、建物撤去、土地明渡しの請求を受ける可能性がある。</p> <p>登記の申請義務が免除されていることと土地が譲渡された場合の買受者等の第三者に賃借権を対抗できることは全く別の問題である。公有財産を保全するためには、借地上の建物について登記を備えるべきである。</p>	<p>関係部局と調整を図りながら、それぞれの財産について登記の優先度を精査した上で、今後、順次実施していくこととします。</p>	<p>警察本部</p>
---	--	-------------

4. 未利用もしくは低利用となっている公有財産について

① 妙法寺住宅について【意見】

<p>妙法寺住宅は、建物が老朽化したため現在未利用となっており、取壊しを待っている状態である。しかし、建物が存在する土地は津市より賃借しているため、毎年土地の使用料として501,585円を支払っている。</p> <p>したがって、建物を取壊す方針に変更はなく、隣接する建物と同時に取壊した方が建物の解体費用を圧縮できるといったような合理的な理由がないのであれば、不要な使用料の支払いを減らすために優先的に取壊すことを検討する必要がある。</p>	<p>妙法寺住宅は、職員住宅として昭和47年度建築（経年41年）したが、平成21年5月から老朽化が著しいため使用していないものの、土地賃借料を支払っているため、優先的に解体するよう、引き続き関係部局と協議していきます。</p> <p>解体した後、同敷地は津市に返却することとしています。</p>	<p>警察本部</p>
--	---	-------------

② 旧鳥羽警察署について【意見】

<p>鳥羽警察署は、建物の老朽化による耐震不足のため、平成23年5月に鳥羽市船津町から鳥</p>	<p>平成23年5月に旧鳥羽警察署庁舎等を、</p>	<p>警察本部</p>
--	----------------------------	-------------

羽市松尾町へ移転し、鳥羽市船津町にあった旧鳥羽警察署は、新庁舎の供用開始と同時に供用廃止となり、現在は閉鎖されて取壊しを待っている状態である。

また、旧鳥羽警察署の敷地内には、他にも船津第一住宅（供用廃止）、船津第二住宅（供用廃止）、船津第三住宅（供用中）及び旧鳥羽警察署署長公舎（供用廃止）の4つの建物が存在し、供用を廃止した船津第一住宅、船津第二住宅及び旧鳥羽警察署署長公舎は、旧鳥羽警察署と同様に取壊しを待っている状態である。

なお、当該土地については以下のような条件もしくは制約が存在する。

- i 地盤沈下が認められる土地であること
- ii 海拔が低く、東北地方太平洋沖地震と同規模の地震を想定した場合の津波浸水は3～4mと予想されていること
- iii 船津第三住宅は供用中であるが公道に接していないため、船津第三住宅に居住する職員のために公道へ出る通行権を確保しなければならないこと

上記のような条件もしくは制約が存在するものの、供用を廃止した財産をどのようにすれば最も有効な利活用となるか検討する必要がある。

平成 24 年 3 月に同敷地内にある職員住宅 2 棟の供用を廃止していることから、引き続き関係部局と協議し、財産の有効な利活用を図っていくこととします。

刑法犯等の情勢について（平成25年中）

1 刑法犯

	H25	H24	増減
認知件数	19,726 (16)	21,493 (16)	-1,767
検挙件数	6,048 (20)	5,473 (23)	+575
検挙人員	2,448 (30)	2,898 (29)	-450
検挙率	30.7 (36)	25.5 (46)	+5.2

※（ ）の数値は、
全国順位を示す。

- 認知件数は19,726件で、前年比1,767件減少(-8.2%)
- 検挙件数は6,048件で、前年比575件増加(+10.5%)
- 検挙率は30.7%で、前年比5.2ポイント上昇

2 凶悪犯

	凶悪犯			殺人		強盗		放火		強姦	
	H25	H24	増減	H25	増減	H25	増減	H25	増減	H25	増減
認知件数	65	74	-9	5	-17	29	+3	14	+6	17	-1
検挙件数	46	54	-8	5	-16	24	+6	10	+5	7	-3
検挙人員	39	57	-18	5	-14	21	-1	6	+1	7	-4
検挙率	70.8	73.0	-2.2	100.0	+4.5	82.8	+13.6	71.4	+8.9	41.2	-14.4

- 検挙率は70.8%で、前年比2.2ポイント低下
- 平成25年8月29日認知の「三重郡朝日町地内における女子中学生被害にかかる強盗殺人等事件」は、平成26年3月2日検挙

3 窃盗犯

	窃盗犯			侵入盗		乗り物盗		非侵入盗	
	H25	H24	増減	H25	増減	H25	増減	H25	増減
認知件数	15,044	16,572	-1,528	2,073	+91	5,248	-418	7,723	-1,201
検挙件数	4,538	3,922	+616	1,126	+178	320	-27	3,092	+465
検挙人員	1,530	1,840	-310	155	+6	179	-94	1,196	-222
検挙率	30.2	23.7	+6.5	54.3	+6.5	6.1	0.0	40.0	+10.6

- 認知件数は1万5,044件で前年比1,528件減少(-9.2%)
- 検挙件数は4,538件で、前年比616件増加(+15.7%)
- 検挙率は30.2%で、前年比6.5ポイント上昇

4 特殊詐欺

(1) 認知状況

	特殊詐欺認知			振り込め詐欺			振り込め詐欺以外		
	H25	H24	増減	H25	H24	増減	H25	H24	増減
認知件数	107	73	+34	65	39	+26	42	34	+8
被害額(万円)	57,880	48,350	+9,530	18,280	12,190	+6,090	39,600	36,160	+3,430

- 認知件数は107件で、前年比34件増加(+46.6%)
- 被害額は約5億7,880万円で、前年比9,530万円増加(+19.7%)

(2) 検挙状況

	特殊詐欺検挙			実行犯			助長犯		
	H25	H24	増減	H25	H24	増減	H25	H24	増減
検挙件数	168	97	+71	34	27	+7	134	70	+64
検挙人員	67	49	+18	14	6	+8	53	43	+10

※ 助長犯：特殊詐欺を助長する口座開設詐欺、携帯電話契約詐欺、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反、携帯音声通信事業者による本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律違反等をいう。

- 検挙件数・人員は168件67人で、うち実行犯34件14人、助長犯134件53人を検挙

5 組織犯罪

(1) 暴力団犯罪

	暴力団犯罪			刑法犯			特別法犯		
	H25	H24	増減	H25	H24	増減	H25	H24	増減
検挙件数	287	465	-178	193	362	-169	94	103	-9
検挙人員	181	216	-35	125	163	-38	56	53	+3

- 暴力団犯罪の検挙人員は181人で、前年比35人減少(-16.2%)
- 検挙人員のうち、7割弱(125人・構成比69.1%)が刑法犯

(2) 薬物犯罪

	薬物犯罪			覚醒剤			その他		
	H25	H24	増減	H25	H24	増減	H25	H24	増減
検挙件数	190	181	+9	171	159	+12	19	22	-3
検挙人員	145	123	+22	133	115	+18	12	8	+4

- 薬物犯罪の検挙人員は145人で、前年比22人増加(+17.9%)
- 検挙人員のうち、4割弱(56人・構成比38.6%)が暴力団員等

6 来日外国人犯罪

	来日外国人犯罪			刑法犯			特別法犯		
	H25	H24	増減	H25	H24	増減	H25	H24	増減
検挙件数	332	406	-74	295	362	-67	37	44	-7
検挙人員	128	140	-12	96	115	-19	32	25	+7

- 来日外国人犯罪の検挙人員は128人で、前年比12人減少(-8.6%)
- 刑法犯検挙人員96人のうち、6割弱(56人・構成比58.3%)が窃盗犯
- 特別法犯検挙人員32人のうち、5割弱(15人・構成比46.9%)が出入国管理及び難民認定法違反

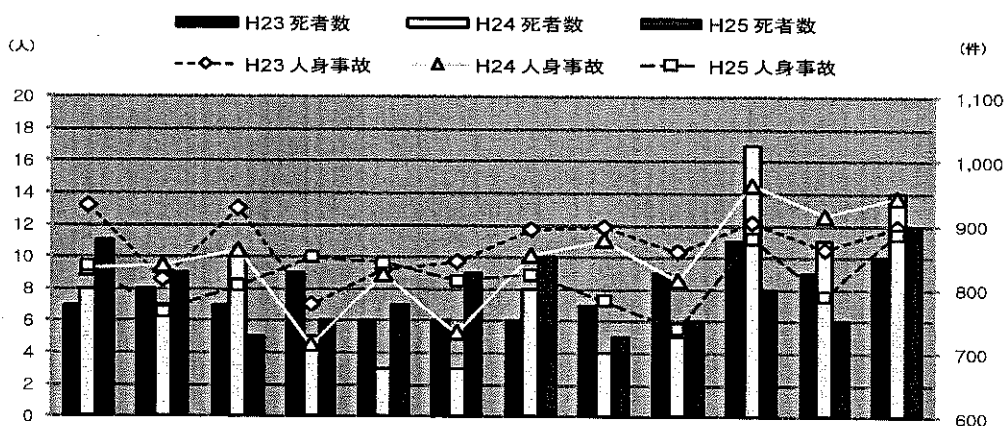
交通事故情勢について（平成25年中）

1 交通事故情勢（平成25年中）

(1) 交通事故発生状況

区分	総事故	人身事故		死亡事故		物損事故
			負傷者数		死者数	
平成25年中	64,706	9,804	12,885	90	94	54,902
前年同期比	+1,064	-351	-402	-3	-1	+1415
増減率	+1.7%	-3.5%	-3.0%	-3.2%	-1.1%	+2.6%

(2) 月別発生件数



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H23	人身事故	929	814	925	775	829	842	892	896	858	903	861	896	10,420
	死者数	7	8	7	9	6	6	6	7	9	11	9	10	95
H24	人身事故	831	836	860	712	822	731	852	877	813	963	915	943	10,155
	死者数	8	7	10	5	3	3	8	4	5	17	11	14	95
H25	人身事故	835	764	805	849	840	813	822	782	738	880	789	887	9,804
	死者数	11	9	5	6	7	9	10	5	6	8	6	12	94

(3) 交通死亡事故等の特徴（平成25年中）

ア 高齢死者が半数以上を占める

○ 全死者94人中 49人 構成率52.1%（全国52.7%）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全死者数	112	135	95	95	94
高齢死者数	65	71	53	48	49
構成率	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%	52.1%

イ シートベルト非着用死者が4割以上を占める

○ 四輪乗車中死者39人中 17人 構成率43.6%（全国46.6%）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
四輪乗車中死者数	44	65	36	34	39
非着用者数	31	34	18	17	17
構成率	70.5%	52.3%	50.0%	50.0%	43.6%

ウ 飲酒運転が絡む死亡事故の根絶に至っていない

○ 原付以上が第一当事者の事故80件中 3件 構成率3.8% (全国6.2%)

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
原付以上が第一当事者の事故	102	120	79	89	80
飲酒死亡事故件数	7	6	6	4	3
構成率	6.9%	5.0%	7.6%	4.5%	3.8%

エ 歩行者・自転車利用者のいわゆる交通弱者が4割以上を占める

○ 全死者94人中 41人 構成率43.6% (全国49.9%)

区 分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	死者数	構成率	死者数	構成率	死者数	構成率	死者数	構成率	死者数	構成率
全 死 者 数	112		135		95		95		94	
歩 行 中	39	34.8%	37	27.4%	28	29.5%	31	32.6%	33	35.1%
自転車乗車中	13	11.6%	16	11.9%	17	17.9%	8	8.4%	8	8.5%
交通弱者計	52	46.4%	53	39.3%	45	47.4%	39	41.1%	41	43.6%

オ 人身事故では追突が4割強を占める

○ 9,804件中 4,153件 構成率42.4%

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人 身 事 故 件 数	11,372	11,275	10,420	10,155	9,804
追 突 事 故 件 数	4,170	4,346	4,166	4,162	4,153
構成率	36.7%	38.5%	40.0%	41.0%	42.4%

2 交通死亡事故等抑止対策の推進

(1) 重点4S対策の推進

- ア 高齢者の交通事故防止対策 (Silver:シルバー対策)
- イ シートベルト着用促進対策 (Seatbelt:シートベルト対策)
- ウ 飲酒運転根絶対策 (Sake:サケ対策)
- エ 速度抑制対策 (Speed:スピード対策)

(2) 「追突“ゼロ”作戦」の浸透

- ア 公開交通指導取締りを始めとする街頭活動の強化
- イ 緊張感を保持した運転を促すための交通安全教育・広報啓発活動の推進

(3) 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」の浸透

- ア 自動車等の前照灯の走行時の上向きライトとこまめな切替え
- イ 夕暮れ時における早めのライト点灯
- ウ 歩行者、自転車利用者の夜光反射材の着用促進

(4) 交通事故抑止に資する交通指導取締り

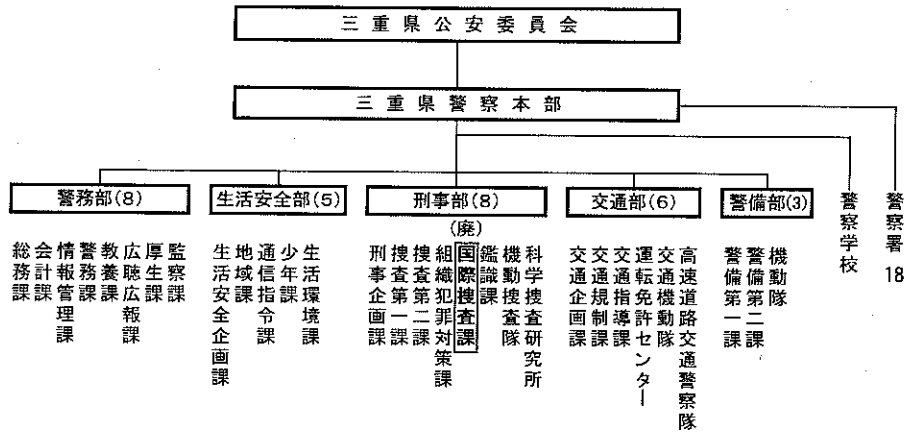
- ア 最重点罪種 (飲酒運転・速度超過・シートベルト非着用) の取締り
- イ 交通事故実態に応じた取締り
- ウ 事故発生現場を中心とした事故情報の広報を兼ねた取締り

3 児童・生徒を守る通学路交通安全対策の推進

- (1) 教育委員会(学校)、道路管理者、警察の三者の協力・連携継続による通学路の交通安全点検及び交通安全施設整備
- (2) 真に通学路の安全確保に資する交通指導取締りの推進

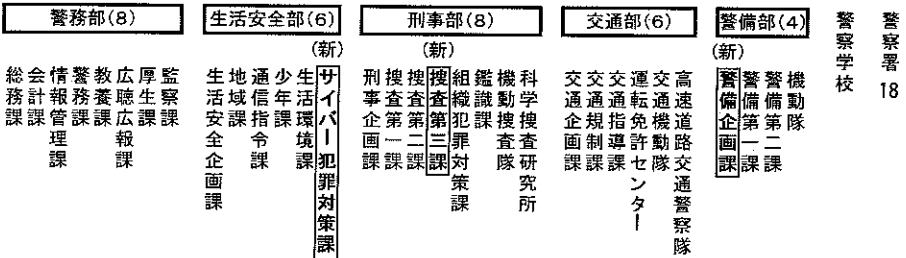
警察本部における組織改編について

三重県警察組織



30所属

平成26年4月1日



32所属

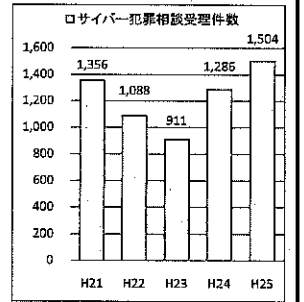
(※)3課新設に伴い、「犯罪抑止対策監」(所属長級の職)を廃止

新 設

生活安全部「サイバー犯罪対策課」

○ 三重県のサイバー犯罪情勢

- ◆ サイバー犯罪に関する相談受理件数が近年増加
- ◆ サイバー犯罪の脅威が深刻化 (伊勢神宮爆破予告事件等)
- ◆ 治安に関する県民アンケート結果 (実施期間H25.4~H25.5)
「インターネット利用犯罪」が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪の第2位



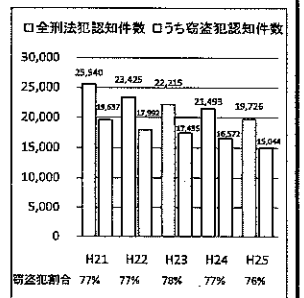
○ 今後の取組

- ◆ サイバー犯罪対処能力を強化
- ◆ 官民一体となった抑止対策等の取組を一層推進

刑事部「捜査第三課」

○ 三重県の窃盗犯罪情勢

- ◆ 窃盗犯は、全刑法犯認知件数の約8割
- ◆ 組織的・広域的な窃盗事件が増加
- ◆ 治安に関する県民アンケート結果 (実施期間H25.4~H25.5)
「空き巣等の侵入犯罪」が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪の第1位



○ 今後の取組

- ◆ 窃盗犯罪の徹底検挙をより強力に推進

警備部「警備企画課」

○ 警備情勢

- ◆ テロやサイバー攻撃の脅威の増大等、近年、警備警察が対処する治安事象が高度化・多様化
- ◆ 警備犯罪の悪質化・巧妙化が顕著

○ 今後の取組

- ◆ 警備警察の組織をより円滑かつ適切に管理・運営
- ◆ 緊急事態への対処能力を強化
- ◆ 違法事案の未然防止対策、違法行為の徹底した取締りを一層推進

